心ゆたかに

人権問題啓発誌
第42号

―部落差別をはじめあらゆる差別をなくするために―

2024年(令和6年)12月1日　米子市総合政策部人権政策課　TEL(0859)23-5415　Eメール/jinkenseisaku@city.yonago.lg.jp

わかりやすい日本語で読む 世界人権宣言

(谷川俊太郎/アムネスティ・インターナショナル日本訳)

世界人権宣言は、『**あらゆる人が誰にも侵されることのない人間としての権利を生まれながらに持っている**』と表明したものです。今回は、谷川俊太郎さんとアムネスティ日本がやさしくわかりやすい日本語に訳した条文の中から一部をご紹介します。



第1条 みんな仲間だ

わたしたちはみな、生まれながらにして自由です。ひとりひとりがかけがえのない人間であり、その値打ちも同じです。だからたがいによく考え、助けあわねばなりません。



第2条 差別はいやだ

わたしたちはみな、意見の違いや、生まれ、男、女、宗教、人種、ことば、皮膚の色の違いによって差別されるべきではありません。また、どんな国に生きていようと、その権利にかわりはありません。



第3条 安心して暮らす

ちいさな子どもから、おじいちゃん、おばあちゃんまで、わたしたちはみな自由に、安心して生きていける権利をもっています。

4ページに続きます

12月4日～10日は人権週間です

1948(昭和23)年12月10日、国際連合で「世界人権宣言」が採択されました。これを記念して12月10日を「世界人権デー」と定めました。わが国では、世界人権宣言が採択された翌年の1949(昭和24)年から、毎年12月4日～10日までの1週間を「人権週間」と定めました。

第50回 米子市人権・同和教育研究集会を開催しました

令和6年10月1日に、米子コンベンションセンター多目的ホールで50回記念の研究集会が行われました。
玉木幸則さん、松村智広さんを講師にお迎えし、みんなが幸せに生きていくための貴重 なお話を聴かせていただきました。示唆に富んだ言葉の中から、一部をご紹介します。

午前の部
障がい者の人権



誰ひとり取り残されないまちづくり
～フル・インクルージョンをめざして～

玉木（たまき） 幸則（ゆきのり）さん
（NHK Eテレ「バリバラ」ご意見番）
（一般社団法人 兵庫県相談支援ネットワーク 代表理事）



ステキな笑顔が印象的。優しい口調で“誰も取り残されない”まちづくりのヒントをたくさんいただきました。

フル・インクルージョンとは?

完全な『ともに生きていくことができる社会』をつくっていくこと
分けない 排除しない 平等な選択肢がある それがともに生きていくということです。



障がい者差別とは?

“障がいのある人”への言動や対応によって
嫌な気持ちになったり
寂しい気持ちになったり
悲しくなったりすること

“障がいのある人”を**“わたし”**に置きかえて考えてみてください。

自分がされていやなことは、相手もいや!

ともに生きる社会とは?

いろいろな人がいることが前提で、意見が合わないからといって『排除』しない
その人たちとのすりあわせをどのようにしていけば納得して生きていくことができるのか考えていく

こんな社会にしたいな

障がいのある人もない人も
助け合いながらその人らしい
暮らしを実現していける社会

午後の部
同和問題
（部落差別）

へこたれへん
～人はきっとつながれる～

松村（まつむら） 智広（さとひろ）さん
（みえ人権教育・啓発研究会代表）





部落問題というと、ついつい部落の人の問題のように考えてしまいがちですが、差別される人が問題なのではなく
差別をする人がいる
ということが問題なのです。

部落差別は
個人の問題じゃない
社会問題なんです!

軽妙なトークで笑いを誘いながら、ハッとする言葉が心に響きました。

自分ひとりの力で世の中すべての差別をなくすことはできないとしても、自分の目の前の現実は誰かと一緒に乗り越えることはできます。

結婚差別の問題も、親せきにひとり理解者がいれば、乗り越えられることが多かった。
ひとりの力は侮れません。

人権とは自分がされて嫌なことはしない。
他人の幸せを邪魔せず、自分も幸せになることだと思います。





私たちはみんな、
幸せになるために生まれてきた!

わかりやすい日本語で読む

世界人権宣言

（谷川俊太郎/アムネスティ・インターナショナル日本訳）

第22条

人間らしく生きる

人には、困った時に国から助けを受ける権利があります。また、人にはその国の力に応じて、豊かに生きていく権利があります。



第12条

ないしょの話

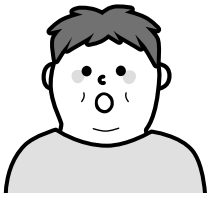
自分の暮らしや家族、手紙や秘密をかってにあばかれ、名誉や評判を傷つけられることはあってはなりません。そういう時は、法律によって守られます。

第6条

みんな人権をもっている

わたしたちはみな、だれでも、どこでも、法律に守られて、人として生きることができます。





第29条

権利と身勝手は違う

わたしたちはみな、すべての人の自由と権利を守り、住み良い世の中を作る為の義務を負っています。自分の自由と権利は、ほかの人々の自由と権利を守る時にのみ、制限されます。



第30条

権利を奪う「権利」はない

この宣言でうたわれている自由と権利を、ほかの人の自由と権利をこわすために使ってはなりません。どんな国にも、集団にも、人にも、そのような権利はないのです。

「世界人権宣言」が『宣言』だけで終わらないような世界を作ろうとする権利がわたしたちにはあります(第28条)。一方で、「人権」を守るためには人々のたゆまぬ努力も必要となります。
このことは、前ページでご紹介した第50回研究集会の講師おふたりのお話とも通じます。
すべての人が等しく持つ権利である「人権」について、改めて考えてみませんか。

全条文を読んでみたい方は…
アムネスティ世界人権宣言

https://www.amnesty.or.jp/lp/udhr/